

四国厚生支局長に届け出ている施設基準(令和8年6月1日現在)

基本診療料

- ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算2(外来)
- ◆ 継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ◆ 一般病棟入院基本料(急性期病院A一般入院料)
- ◆ 急性期総合体制加算3
- ◆ 救急医療管理加算
- ◆ 超急性期脳卒上加算
- ◆ 診療録管理体制加算2
- ◆ 医師事務作業補助体制加算1(15対1補助体制加算)
- ◆ 急性期看護補助体制加算(25対1看護補助者5割以上)
- ◆ 夜間100対1急性期看護補助体制加算
- ◆ 看護補助体制充実加算1
- ◆ 看護職員夜間配置加算(看護職員夜間12対1配置加算2)
- ◆ 電子的診療情報連携体制整備加算1(入院)
- ◆ 療養環境加算
- ◆ 重症者等療養環境特別加算
- ◆ 産科管理加算1
- ◆ 無菌治療室管理加算1
- ◆ 無菌治療室管理加算2
- ◆ 放射線治療病室管理加算(治療用放射性同位元素による場合)
- ◆ 栄養サポートチーム加算
- ◆ 医療安全対策加算1
- ◆ 医療安全対策地域連携加算1
- ◆ 感染対策向上加算1
- ◆ 指導強化加算
- ◆ 微生物学的検査体制加算
- ◆ 抗菌薬適正使用体制加算
- ◆ 患者サポート体制充実加算
- ◆ 重症患者初期支援充実加算
- ◆ ハイリスク妊娠管理加算
- ◆ ハイリスク分娩管理加算
- ◆ 地域支援・医薬品供給対応体制加算1
- ◆ バイオ後続品使用体制加算
- ◆ データ提出加算
- ◆ 入退院支援加算1
- ◆ 入院時支援加算
- ◆ 総合機能評価加算
- ◆ 認知症ケア加算1
- ◆ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆ 精神疾患診療体制加算
- ◆ 排尿自立支援加算
- ◆ 地域医療体制確保加算1
- ◆ 救命救急入院料2
- ◆ 救急体制充実加算2
- ◆ 高度医療体制加算
- ◆ 広範囲熱傷管理加算
- ◆ 特定集中治療室管理料1
- ◆ 早期離床・リハビリテーション加算
- ◆ 広範囲熱傷管理加算
- ◆ 総合周産期特定集中治療室管理料1(母体・胎児集中治療室管理料)
- ◆ 総合周産期特定集中治療室管理料2(新生児集中治療室管理料)
- ◆ 成育連携支援加算
- ◆ 新生児治療回復室入院医療管理料
- ◆ 小児入院医療管理料1
- ◆ プレイルーム、保育士等加算(保育士2名以上)
- ◆ 養育支援体制加算

特掲診療料

- ◆心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- ◆糖尿病合併症管理料
- ◆がん性疼痛緩和指導管理料
- ◆がん性疼痛緩和指導管理料の注2に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
- ◆がん患者指導管理料イ
- ◆がん患者指導管理料ロ
- ◆がん患者指導管理料ハ
- ◆がん患者指導管理料ニ
- ◆移植後患者指導管理料(臓器移植後)
- ◆移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後)
- ◆糖尿病透析予防指導管理料
- ◆小児運動器疾患指導管理料
- ◆乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ◆婦人科特定疾患治療管理料
- ◆腎代替療法指導管理料
- ◆二次性骨折予防継続管理料1
- ◆二次性骨折予防継続管理料3
- ◆下肢創傷処置管理料
- ◆慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ◆救急外来医学管理料1及び同注3に規定する救急外来緊急検査対応加算1
- ◆救急外来医学管理料の注5に規定する救急時医療情報取得加算
- ◆外来放射線照射診療料
- ◆外来腫瘍化学療法診療料1
- ◆連携充実加算
- ◆ニコチン依存症管理料
- ◆心不全再入院予防継続管理料1及び2
- ◆遺伝性疾患療養指導管理料の注1から注3までに規定する施設基準
- ◆がん治療連携計画策定料
- ◆肝炎インターフェロン治療計画料
- ◆外来排尿自立指導料
- ◆薬剤管理指導料
- ◆検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ◆医療機器安全管理料1
- ◆医療機器安全管理料2
- ◆救急患者連携搬送料
- ◆在宅血液透析指導管理料
- ◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注3に規定する遠隔モニタリング加算
- ◆在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ◆持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ◆遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
- ◆骨髓微小残存病変量測定
- ◆BRCA1/2遺伝子検査
- ◆がんゲノムプロファイリング検査
- ◆先天性代謝異常症検査
- ◆抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)
- ◆HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ◆ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出
- ◆ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- ◆ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
- ◆検体検査管理加算(I)
- ◆検体検査管理加算(IV)
- ◆国際標準検査管理加算
- ◆心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ◆時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ◆胎児心エコー法

- ◆ヘッドアップティルト試験
- ◆神経学的検査
- ◆全視野精密網膜電図
- ◆ロービジョン検査判断料
- ◆コンタクトレンズ検査料1
- ◆小児食物アレルギー負荷検査
- ◆内服・点滴誘発試験
- ◆経頸静脈的肝生検
- ◆画像診断管理加算3
- ◆ポジトロン断層撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合又はPSMAイメージング剤を用いた場合を除く。)
- ◆ポジトロン断層撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。)
- ◆ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合又はPSMAイメージング剤を用いた場合を除く。)
- ◆ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。)
- ◆CT撮影及びMRI撮影
- ◆冠動脈CT撮影加算
- ◆外傷全身CT加算
- ◆血流予備量比コンピューター断層撮影解析
- ◆心臓MRI撮影加算
- ◆乳房MRI撮影加算
- ◆小児鎮静下MRI撮影加算
- ◆頭部MRI撮影加算
- ◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ◆外来化学療法加算1
- ◆無菌製剤処理料
- ◆心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)、【注3】初期加算、【注4】急性期リハビリテーション加算
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、【注3】初期加算、【注4】急性期リハビリテーション加算
※廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)も同様
- ◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、【注3】初期加算、【注4】急性期リハビリテーション加算
- ◆呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)、【注3】初期加算、【注4】急性期リハビリテーション加算
- ◆摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- ◆がん患者リハビリテーション料
- ◆リンパ浮腫複合的治療料
- ◆通院・在宅精神療法の注9に規定する心理支援加算
- ◆静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- ◆エタノールの局所注入(甲状腺)
- ◆人工腎臓
- ◆導入期加算3及び腎代替療法実績加算
- ◆透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ◆腎代替療法診療体制充実加算
- ◆難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法
- ◆移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- ◆ストーマ合併症加算
- ◆胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)
(医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術)
- ◆皮膚移植術(死体)
- ◆自家脂肪注入
- ◆後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)
- ◆椎間板内酵素注入療法
- ◆緊急穿頭血腫除去術
- ◆内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- ◆脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ◆脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ◆癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)
- ◆角結膜悪性腫瘍切除手術
- ◆羊膜移植術
- ◆緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))

- ◆緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- ◆緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
- ◆内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)及び
経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術(頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。)
- ◆上咽頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)、中咽頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)、
下咽頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)、喉頭蓋嚢腫摘出術(鏡視下によるもの)及び
喉頭腫瘍摘出術(鏡視下によるもの)
- ◆鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)
- ◆内喉頭筋内注入術(ボツリヌス毒素によるもの)
- ◆鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- ◆上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)
- ◆乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- ◆乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ◆胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるものに限る。)
(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除、肺葉切除又は1肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。)
(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)
- ◆肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ◆食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、
胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、
膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- ◆経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ◆胸腔鏡下弁形成術
- ◆胸腔鏡下弁置換術
- ◆弁置換術(大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。)
- ◆経カテーテル弁置換術(経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術)
- ◆経皮的僧帽弁クリップ術
- ◆経皮的三尖弁クリップ術
- ◆不整脈手術 左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるもの)
- ◆経皮的中隔心筋焼灼術
- ◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- ◆両心室ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)
- ◆両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- ◆植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(心筋リードを用いるもの)
- ◆植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの、皮下植込型リードを用いるもの又は
胸骨下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術
- ◆両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び
両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)
- ◆両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び
両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
- ◆大動脈バルーンポンピング法(IABP法)
- ◆経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)
- ◆経皮的下肢動脈形成術
- ◆腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜)
- ◆腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
- ◆腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、
腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、
腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、
腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術及び
腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術
- ◆腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ◆腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)
- ◆腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び

- 腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- ◆腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び
腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- ◆腹腔鏡下胃全摘術(単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び
腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- ◆バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ◆腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- ◆胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
- ◆腹腔鏡下肝切除術
- ◆腹腔鏡下膵中央切除術
- ◆腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ◆腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術
- ◆腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
- ◆腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ◆腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び
腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ◆腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ◆腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆同種死体腎移植術
- ◆生体腎移植術
- ◆膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- ◆腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ◆腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術
- ◆尿道狭窄グラフト再建術
- ◆人工尿道括約筋植込・置換術
- ◆精巣温存手術
- ◆腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ◆腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ◆腹腔鏡下仙骨腔固定術
- ◆腹腔鏡下仙骨腔固定術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆腹腔鏡下子宮癒痕部修復術
- ◆胎児胸腔・羊水腔シャント術
- ◆胎児輸血術及び臍帯穿刺
- ◆体外式膜型人工肺管理料
- ◆輸血管管理料Ⅰ
- ◆輸血適正使用加算
- ◆コーディネート体制充実加算
- ◆同種クリオプレシピテート作製術
- ◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ◆内視鏡手術用支援機器加算
- ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ◆レーザー機器加算
- ◆吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静(声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの)1
- ◆吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静(声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの)2
- ◆麻酔管理料(Ⅰ)
- ◆麻酔管理料(Ⅱ)
- ◆放射線治療専任加算
- ◆外来放射線治療加算
- ◆高エネルギー放射線治療
- ◆高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合(寡分割照射に係るものに限る。)
- ◆強度変調放射線治療(IMRT)

- ◆強度変調放射線治療(IMRT)の前立腺癌に対する前立腺照射(寡分割照射に係るものに限る。)
- ◆画像誘導放射線治療(IGRT)
- ◆体外照射呼吸性移動対策加算
- ◆定位放射線治療
- ◆定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ◆病理診断管理加算2
- ◆悪性腫瘍病理組織標本加算
- ◆国際標準病理診断管理加算
- ◆看護職員処遇改善評価料67
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5
- ◆入院ベースアップ評価料(160)
- ◆入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)

<歯科診療に係るもの>

- ◆初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- ◆歯科外来診療医療安全対策加算1
- ◆歯科外来診療感染対策加算2
- ◆歯科診療特別対応連携加算
- ◆電子的歯科診療情報連携体制整備加算1
- ◆歯科治療時医療管理料
- ◆精密触覚機能検査
- ◆歯科口腔リハビリテーション料2
- ◆口腔粘膜処置
- ◆レーザー機器加算
- ◆クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◆歯科技工士連携加算1
- ◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ◆歯科技工加算1及び2
- ◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5
- ◆歯科技工所ベースアップ支援料

<その他当院が基準を満たす施設基準>

- ◆臨床研修病院入院診療加算(基幹型)
- ◆妊産婦緊急搬送入院加算
- ◆がん拠点病院加算(1のイ)
- ◆皮膚科特定疾患指導管理料の注1に関する施設基準
- ◆植込型除細動器移行期加算に関する施設基準
- ◆高度難聴指導管理料
- ◆アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
- ◆がん治療連携管理料の1に関する施設基準
- ◆外来がん患者在宅連携指導料
- ◆造血器腫瘍遺伝子検査
- ◆植込型心電図検査
- ◆大腸CT撮影加算
- ◆廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)、【注3】初期加算、【注4】急性期リハビリテーション加算
- ◆一酸化窒素吸入療法(新生児の低酸素呼吸不全に対して実施するものに限る。)
- ◆医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術
- ◆経皮的冠動脈形成術
- ◆経皮的冠動脈ステント留置術
- ◆植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術
- ◆経皮的大動脈遮断術
- ◆膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの)
- ◆無菌的分割製剤作成加算
- ◆体温調節療法の注2及び注3に規定する施設基準